第十二条の見出し及び同条第一項中「地域経済産業審議官」を「脱炭素成長型経済構造移行推進審議官」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　脱炭素成長型経済構造移行推進審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条第七項中「及び製品の安全」を「、製品の安全及び化学物質の管理」に改める。

第十四条中「四課及び」を「八課並びに」に改め、「三人」の下に「及び鉱山・火薬類監理官一人」を加え、「業務改革課」を

「業務改革課
保安政策課
電力安全課
製品安全課
化学物質管理課」

に改める。

第十六条中第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号の次に次の五号を加える。

十一　経済産業局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

十二　経済産業局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

十三　経済産業局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

十四　経済産業局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

十五　経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

第二十条を削り、第一章第二節第三款第一目中第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の五条を加える。

（保安政策課の所掌事務）

第十九条　保安政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　産業保安並びに経済産業省の所掌に係る製品の安全の確保及び化学物質の管理に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（電力安全課、製品安全課、化学物質管理課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。

二　産業保安の確保に関すること（電力安全課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。

三　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

四　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

五　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

六　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

七　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

（電力安全課の所掌事務）

第十九条の二　電力安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電力設備（電気工作物及びその附帯設備をいう。）に係る保安の確保に関すること。

二　事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

（製品安全課の所掌事務）

第十九条の三　製品安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る製品の安全に関する事務の総括に関すること。

二　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

三　液化石油ガス器具等及びガス用品並びに電気用品（一般消費者の利用に供されるものに限る。）の技術上の基準への適合に関すること。

四　家庭用品の品質表示に関すること。

（化学物質管理課の所掌事務）

第十九条の四　化学物質管理課は、経済産業省の所掌に係る化学物質の管理に関する事務をつかさどる。

（鉱山・火薬類監理官の職務）

第十九条の五　鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火薬類の取締りに関すること。

二　鉱山における保安に関すること。

第二十一条中「企業行動課」を「企業行動課
投資促進課」に改め、「地域企業高度化推進課」を削る。

第二十二条第五号中「こと（」の下に「イノベーション・環境局の所掌に属するもの及び」を加え、同条第六号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改める。

第二十八条第二号中「貿易経済協力局及び産業技術環境局」を「通商政策局及びイノベーション・環境局」に改める。

第三十一条を削る。

第三十条第二号中「こと」の下に「（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　地域における企業の事業活動の高度化の推進に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。

四　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関すること。

第三十条第五号から第七号までを削り、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（投資促進課の所掌事務）

第三十条　投資促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること（貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

三　通商に関する税制に関する調整に関すること。

第三十二条第一号及び第三号中「地域企業高度化推進課」を「地域経済産業政策課」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関すること（工場立地に伴う公害の防止に関する調査に関することを除く。）。

第三十五条第一項中「通商機構部」を「国際経済部」に、「八課」を「九課」に、「国際経済課
経済連携課」を

「通商戦略課
貿易振興課
通商金融課」

に改め、同条第二項中「通商機構部に、」を「国際経済部に、経済連携課及び」に改める。

第三十六条第二号中「こと」の下に「（通商戦略課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第十一号とし、同号の前に次の五号を加える。

六　通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号及び第八号において同じ。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　通商経済上の経済協力に関する協定又は取決めに関すること（貿易振興課及び通商金融課の所掌に属するものを除く。）。